

池田市立北豊島中学校

令和8年度

いじめ防止に関する 基本方針

令和8年(2026年) 4月

第1部 教職員マニュアル

学校教育において、「いじめ問題」は、生徒指導上の喫緊の課題となっています。しかしこれは学校だけではなく、社会の中にもこうした問題が渦巻いていることも忘れてはいけません。生徒たちがこれから社会へ出て行くときに、どんなことに気づき、どんなことを考え、どんな行動をすることができるのか、どんな大人になってどんな社会を作っていくのか、学校教育でいじめ問題に取り組むことが、大きく問われることになります。

すべての生徒が主体的に取組み、すべての生徒たちが安心して過ごせ、自分たちを成長させる学校をつくるのが、われわれ教職員に求められている責務だと考えます。もちろんわれわれ教職員自身が生徒たちの良い見本（指針）でなければならないことはいうまでもありません。

いじめ防止対策基本方針をつくるにあたり、再度、すべての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢や責務、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組む体制づくり、いじめ事象が起こったときの対応（学校の動き）を確認し、日々の教育活動を進めていきたいと考えております。

I. いじめ問題に関する基本的な考え方

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、「絶対にいじめを許さない」という姿勢を持ってすべての教育活動に取り組んでいかななければならない。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解のもと、生徒はいじめを行わない、または他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがない学校を目標に、生徒と教職員でつくりあげていくものである。また、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義としては、

- ① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること。
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

という4つの要素が含まれる。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱いものに対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていない。なお、物を隠される、上履きに画鋲を入れられる、悪口を書いたメモを机の上に置かれる等の事案の場合、行為者が不明であれば①や②の要件が満たされるとは言えないが、実際に学校ではいじめ事案として対応することは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱う。

Ⅱ. いじめの未然防止に向けて

1. 基本理念

いじめ問題においては、「いじめが起こらない学級・学校づくり」など、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのため、「いじめはどの学級・学校においても起こり得る」という認識をすべての教職員が共有し、好ましい人間関係の構築と豊かな心の育成を通して、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。また、生徒や保護者の意識や背景、地域や学校の実態等を的確に把握した上で、年間を見通した予防的・開発的な取組を計画的に実施することが求められる。

2. いじめ防止のために取り組むこと

令和4年12月に改訂された生徒指導提要においては、子どもの成長・発達を支える生徒指導への転換を目指すことの重要性が示されている。これまで同様、いじめについては特定の児童生徒に焦点を当てた指導・援助も必要であるが、それ以上に、未然防止のための常態的・先行的な対応である「発達支持的生徒指導」の充実が求められている。本校においても、いじめ防止のため、以下の取組を推進する。

①集団づくり

教職員全体で集団づくりの目的(=集団のまとまりをつくることを目的とするのではなく、生徒一人ひとりの成長を支えること)を共有する。教育活動全体を通して集団づくりを意識し、生徒の自己肯定感や他者と関わる力、他者とつながる力、対等な関係を築く力等を育成する。

②授業づくり

授業づくりの充実を通して、生徒が安心して学び合える環境の形成を図る。日々の授業において、生徒同士が関わり合う場面を意図的に設定し、互いの考えを聴き合い、認め合う活動を重視する。

また、ペア活動やグループ活動、対話的な学習を取り入れることで、多様な考えに触れる機会を保障し、生徒が自分の考えを安心して表現できる雰囲気づくりに努める。

さらに、一人ひとりの発言や取組を大切に、教職員が適切に価値付けや称賛を行うことで、生徒の自己肯定感の向上を図る。加えて、学習規律の確立やルールの共有を通して、互いを尊重し合う学習集団の育成を目指す。

③学校行事・生徒会活動

様々な生徒が活躍できる魅力ある学校行事や生徒会活動を企画・実施する。その際、生徒が主体的に考え、判断し、実行する場面や、生徒同士が互いを認め合い、賞賛し合う場面を意図的に設定する。

④人権学習・道徳

いじめは、「相手の人権を侵害する行為であり、決して許されないものである」ことを生徒に理解させることが重要である。また、生徒が他者の痛みに共感できるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育成する。そのための年間カリキュラムを整備する。

道徳科においては、読み物教材等を活用し、心情に働きかけながら、人としての気高さや思いやり、配慮の心を育む。

⑤教職員の関わり

教職員は、生徒の状況を的確に把握するため、挨拶や声かけをはじめとする日常的なコミュニケーションを大切にする。生徒が悩みや自分の気持ちを安心して話したり、書いたりできる人間関係の構築に努める。

また、生徒の望ましい行動を積極的に認め、称賛する。さらに、授業中や休み時間、放課後等の様子や、ノート、アンケート、感想文等の記述から、一人ひとりの状況を丁寧に把握し、些細な変化も見逃さないよう努める。

気になる様子が見られた場合は、教職員間で速やかに情報共有を行う。

3. いじめ防止に向けたカリキュラム

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
学校行事 会議など		3年修学旅行 1年自然学舎 いじめ対策委員会 ・指導方針 ・指導計画			いじめ対策委員会 ・2学期の 指導方針	文化祭
未然防止対策		学級づくり 学年づくり	学級づくり 学年づくり 情報モラル安全教室			学級づくり 学年づくり
早期発見	生徒面談		いじめ アンケート	期末懇談	気分調べアンケート	気分調べアンケート
教材						
研修	校内人権研 修	校内生徒支 援研修	小中合同 研修		小中合同 人権研修	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校行事 会議など	体育祭					いじめ対策委員会 ・まとめ ・課題検討
未然防止対策	学級づくり 学年づくり	学級づくり			学級・学年の まとめ	学級・学年の まとめ
早期発見		いじめ アンケート	期末懇談	気分調べアンケート	いじめ アンケート	教育相談 学校評価 アンケート
教材		3年 道徳教材	1年 道徳教材	2年 道徳教材		
研修	小中合同 研修	校内生徒支 援研修	小中合同 研修		小中合同 研修	

4. いじめ防止に向けた保護者・地域・関係機関との連携

保護者会、PTAの各種会議や地域協議会において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者や地域に向け、学校だより・学年だより等による広報活動を積極的に行う。また、各学期には、地域コミュニティー会議で実態や情報の交換を行い、連携をしていく。

Ⅲ. いじめの早期発見に向けて

1. 基本理念

いじめは、早期発見することが、早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

2. いじめ発見のために取り組むこと

① 日常的な生徒の観察及び理解

教職員と生徒との間に望ましい人間関係を築くことにより、子どもが信頼して自分の苦しみを訴えることができるようになる。その為、日頃から子どもとの触れ合いの時間を多くし、相互の信頼関係の構築をめざすことが大切である。また、休み時間や昼休み、放課後の時間など、生徒のいるところには、できるだけ教職員がいるように努め、生徒の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを日常的に観察し、生徒が発するサインを見落とさないようにする。いじめは大人の見えないところで行われていること、どの子どもにも起こり得るという認識を持ち、多くの教員が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。また、クラス日記や個人ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握し、気になる内容に関しては、個人面談や家庭訪問をするなどして迅速に対応することが必要である。

学校全体として、日頃のコミュニケーションや定期的な面談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが必要である。また、学年始めや長期休暇明けなど、子どもの人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃など、学校全体で計画的・定期的にアンケート調査を行っていく。

② 日々の情報交換

職員朝礼や休み時間等における日常的な情報交換や、生徒支援委員会・学年会における定期的な情報交換を行う。学年担任・教科担任・部活動顧問等の連携を密にすることで、初期段階の情報であっても、迅速な対応を行い早期解決に努める。養護教諭やスクールカウンセラー、スクールアシストメイト、スクールソーシャルワーカー、等からも情報を収集する。また、日頃からいじめ問題に対する学校の考え方や取組みを保護者や地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。

③ いじめを訴えることの意義と手段の通知

「いじめを訴えることは、人権と命を守ることに繋がる」ことであると日頃から生徒に理解させ、浸透させる。また、学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知する。その他、スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法や、担任はもとより、養護教諭他、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことなど、学校における「いじめ相談」への対応について家庭や地域に周知する。

IV. いじめの発見から解決まで

1. 基本理念

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組むための実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

2. いじめ発見から解決までに取り組むこと

①発見

いじめと思われる行為を発見した場合はその場で止めなければならない。教職員一人で対応できない場合は、複数で対応に当たる。また生徒からの相談や通報を受けた場合には、すぐに連絡を取り合い対応する。その際必ず、当該生徒の学年代表や、学年生徒指導担当、学年担任等に伝え、生徒指導主事及び生徒支援 Co.に報告する。生徒支援 Co.は管理職に報告し、いじめ対策委員会の召集を行う。保護者からの連絡や相談を受けた場合も同様に行う。

②事実確認

いじめた生徒・いじめられた生徒・周りで見ていた生徒を個別に呼び、教職員が分担して事情を聞く。その際、①内容【誰が誰をいじめていたのか】②時間と場所【いつどこで起こったのか(継続して起こっていたことならいつから続いているのか)】③内容と期間【どのようないじめを受けた(いじめた)のか】④背景と原因【きっかけは何か】をしっかりと確認し、必ず記録をする。事情聴取に当たった教職員で情報を共有し、事実を確認する。可能な限り、教職員は複数で対応する。

③方針決定

速やかに当該の教員に情報共有を行うとともに、いじめ対策委員会で事実確認と情報の共有を行う。いじめ事象の確認を行い、今後の方針の決定を行う。場合によっては緊急の職員会議を持つ。方針では生徒への対応等の役割分担を行い、この後の指導の方向性や動きをつくりあげていく。また、保護者への対応、市教育委員会、教育センターや関係機関への連絡相談についても確認する。

④生徒の指導・支援・保護者への対応

◎いじめを受けた生徒(いじめを知らせてくれた生徒)への対応

いじめた生徒とは別室でじっくり話を聞き、不安の残らないよう努める。また、個人情報の取り扱いに十分配慮し、教職員集団で守っていくことを伝える。周りの生徒やいじめた生徒との関わり、困ったときの対応などを一緒に考えていく。

◎いじめを受けた生徒の保護者への対応

その日のうちに家庭連絡を行い、事情を説明する。保護者の思いもじっくり聞き、不安の残らないよう努める。学校、学年で徹底して見守りと再発防止に努めることを伝え、今後の方針や具体的な取組みも合わせて伝える。また、随時、対応の経過を伝え、家での様子等を聞き、情報を共有して進める。

◎いじめを加えた生徒への対応

いじめた背景や生徒の思いを十分に聞く。生徒の気持ちを十分に配慮して、いじめは決して許されることではないことや、いじめを受けた生徒の気持ちをしっかりと認識させる。原因をしっかりと追究し、今後の行動を考えさせる。よりよい成長のための方策を一緒に考え、具体的に取り組んでいく。本人が納得いくまで話を聞き、粘り強く指導をする。

◎いじめを加えた生徒の保護者への対応

その日のうちに家庭連絡を行い、いじめた生徒の抱える問題やいじめの背景などに十分配慮し、事情を説明する。いじめられた生徒の思いや保護者の思いを伝え、「いじめは決して許されない行為」であることを伝え、起きた問題の大きさを認識してもらう。また、いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒がこれからよりよい成長ができるために、今後のかかわり方を一緒に考え、適切な対応を行っていけるように協力を求める。

◎周りの生徒への対応

「いじめは決して許されない行為」であることを学級や学年、場合によっては学校全体に示す。しっかりと自分の問題としてとらえさせ、見て見ぬ振りをする側もいじめに加担することになることを理解させる。傍観者の立場からいじめをとめたり、誰かに伝えたりする気持ちを持ってほしいと伝える。はやし立てたり、見てみぬふりをするのはいじめを肯定していることを理解させる。いじめの解決は謝罪のみで終わるものではなく、引き続き十分な観察を行い、当事者をはじめとする集団が好ましい集団生活を送れるよう、継続的に指導を行っていく。

V. ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、教職員は情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、本校の校則にある利用禁止の意図を示し、生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組みを行う必要がある。早期発見には、メールを送受信したときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の関係機関と連携して対応していくことが必要である。

1. ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。また、「LINE はずし」などにみられる仲間(ともだち)はずし、無視など集団による疎外によるいじめ。なりすましによってトラブルを起こさせるなどその様態はさまざまである。

2. 未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

①ケータイ持込の禁止

※生徒へ持たせる必要がある場合は事前に書類の提出が必要

②生徒や保護者への啓発

③生徒、保護者への情報モラル安全教室の開催

3. 早期発見・早期対応のために

SNS への書き込みや画像の投稿等、具体的な使い方等を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の関係機関との連携が必要になる。

第2部 組織対応マニュアル

I. いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校全体で「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、組織的に動いていく必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろん、いじめを生まない土壌を形成するための未然防止の取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校では、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために、学校長が任命した「いじめ対策委員会」を設置する。当該委員会を拠点とし、全職員が共通理解のもと学校全体でいじめ対策を行っていくものとする。

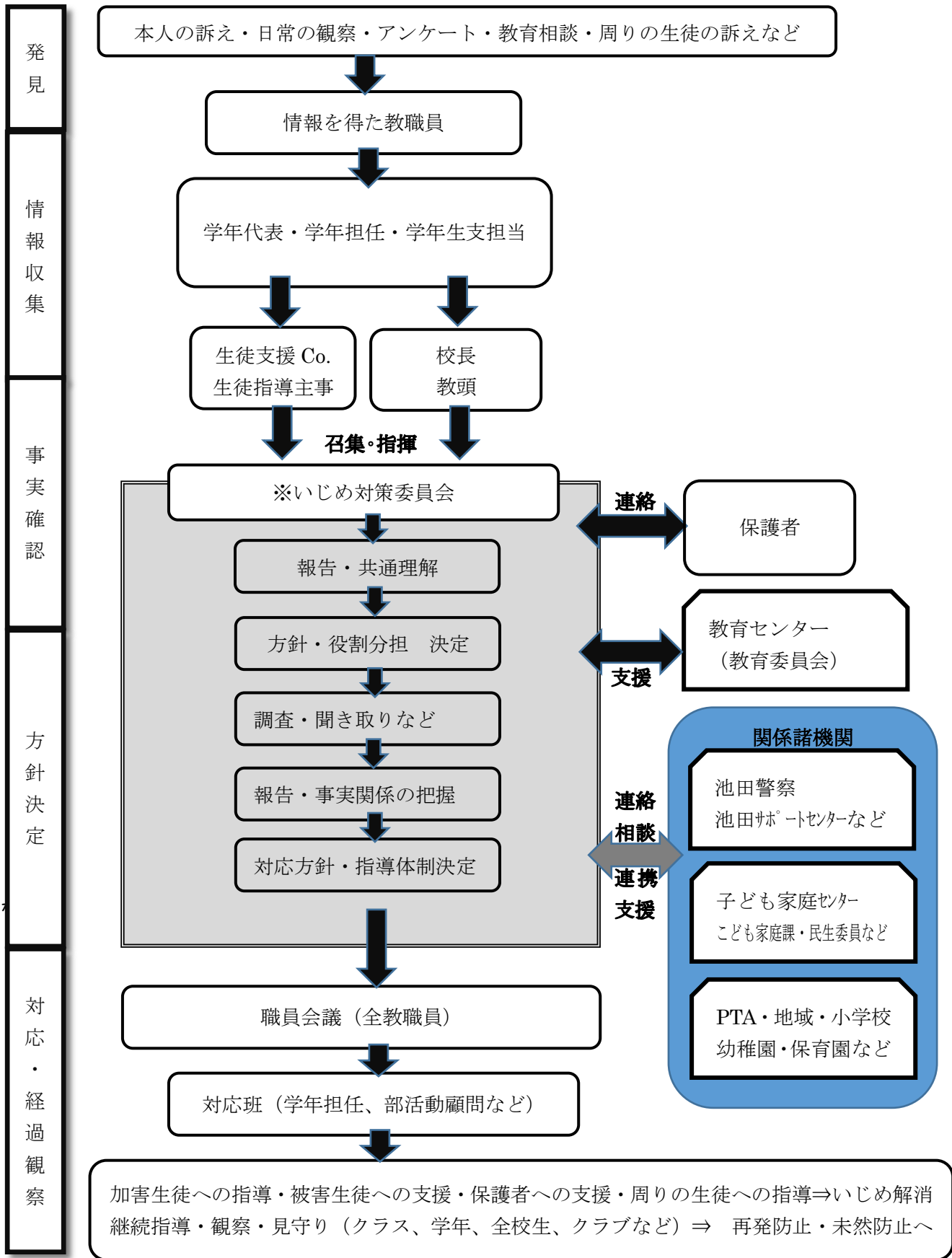
1. いじめ対策委員会の設置について

いじめ対策委員会は、学校長が任命した教頭、生徒支援 Co.、生徒指導担当、学年代表、各学年生徒指導担当、養護教諭、SC、SSW をメンバーとして設置する。なお、参加メンバーは当該生徒担当など実態等に応じて柔軟に対応することも考える。このいじめ対策委員会は、いじめ対策に特化したものである。

2. 年間を見通した「いじめ防止・指導計画」の整備について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、いじめ対策委員会は、年度当初に組織体制を整えるとともに、年間の指導計画を立てる。そして、その方針に従い学校全体で総合的に取り組み、いじめ対策を推進していくものである。

Ⅱ. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



※いじめ対策委員会のメンバー

学校長・教頭、生徒支援 Co.、生徒指導担当、学年代表、各学年担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

学校ではさまざまなトラブルが発生する。「いじめである」と判断するのは、一人の教職員ではなく、複数人で情報を精査し、事実を確認し、迅速な組織的対応が求められる。教職員が一人で抱えこんだり、配慮に欠ける対応をしたりしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうこともある。そのような状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を打ち立て、組織的に取り組むことが必要である特に発見から情報収集、事実確認、方針決定までは即日に行うことを基本とする。ただし、多数の生徒が関わっていることも考えられるので、いじめられた当該生徒の気持ちを確かめ、絶対に守りきるといった気持ちのもとで進めて行く必要がある。保護者への対応も即日行い、事実経過の報告と今後の方針や取組みなどを伝え、学校の姿勢を示していくとともに、要望があれば受け止め、今後に生かしていかなければならない。

解決に向けて、今後の見守りも重要である。さらに同じようなことが起こらないように、自分たちを見つめなおし、生徒、教職員が一体となって、「いじめ問題」に向かう機会とし、学校全体の取組みを進めていくことにつなげなければならない。

Ⅲ. 関係機関との連携

前述の対応は常に市教育委員会・教育センターとは、報告を行い、支援を得るといったような連携をとりながら進めていかなければならない。また、重大事案や解決が困難な事案に関しては、外部機関および関係機関と連携し、速やかに対応していかなければならない。特に学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応することも必要である。他の関係諸機関とも校長、教頭をはじめ生徒支援部長などが中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換を行い関係づくりが必要である。

Ⅳ. 教職員の研修の充実

いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図るため、校内研修を充実させていく必要がある。具体的には教職員一人ひとりのスキルアップや指導方法・指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師として招へいし、研修を行い、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。